

ご 回 答

2012 (平成24) 年12月25日

〒733-0842

広島市西区井口1丁目3番20号
株式会社早稲田自動車学園 御中

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 吉 富 啓 一 郎

(事務所所在地)

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号第3ウエノヤビル3F

TEL(082)962-6181 FAX(082)962-6182



消費者契約法41条1項に基づく請求書に対する貴社からの
の通知書について

消費者契約法41条1項に基づく請求に対する貴社の通知に対し、次のとおり
回答します。

当法人は、先に9月25日付消費者契約法41条1項に基づく請求書(以下、
請求書という)により、差止請求訴訟を準備している旨ご通知したとおりです。

これに対し、貴社は、10月1日付通知書により、①「特約コースのご案内」、
及び②「23才までの限定コースのご案内」の中途解約の場合につき、従来は、
「中途解約の場合、払い戻しはありません。」との規定につき、「中途解約され
る場合」、①については「基本教習時限数(MT34・AT31)から技能教
習時間数を引いた残回数の特約コースの半分を返還します。ただしやむを得ない
事由があると認められた場合は、残回数の特約料の全額を返金します。」と、
②については「設定補修(正しくは「補習」でしょうか)回数を未消化の方は、
1回に月2,400円(補修料の半額)をお返しします。ただしやむを得ない
事由があると認められた場合は、未消化の補修料金の全額を返金します。」に
各改定した旨通知されています。

しかし、そもそも中途解約の場合、未消化(未補習)の料金は全額返還され
るべきものです。上記改定された規定内容では、解約時の精算額が一義的でな

く不明確である上、全額返金を「やむを得ない事由があると認められた場合」に限定することにより全額の返還をしないことを原則とした規定になっています。従って、未だ、消費者契約法9条1項所定の「当該消費者契約と同種消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的損害の額を超えるもの」と言わざるを得ません。

以上のとおり、貴社からの回答では、当法人の請求書の「第2、請求の趣旨」に記載した内容を満たしていません。

よって、このままでは、差止訴訟を提起することとなります。

以 上